

議案第 6 5 号

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条
例（令和元年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項及び第 2 9 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の
1 2 7 . 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

常勤の一般職の職員の期末手当の改定を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。